

第16期 第27回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和元年 9月30日(月) 午後1時30分～午後3時14分

2 場所： 豊見城市役所 3階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆(欠席)

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 名嘉眞 朝仁 ・ 本底 広彦

7 現場調査日時： 令和元年 9月30日(月) 午後1時32分～午後2時50分

8 現場調査数: 5 件

9 付議すべき案件

報告第 160 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 161 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 162 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 163 号	現況証明願について
報告第 164 号	確認願について
報告第 165 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 166 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
議案第 90 号	非農地証明願について
議案第 91 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 92 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 32 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第 33 号	農用地区域内の一部用途変更について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第27回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中全員出席であります。豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第6番委員の本底広彦委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び仲宗根主査をお願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査5件のほかに、農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまより現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時32分

再開 午後2時50分

会長

再開します。

お疲れさまでした。では、これより報告案件に入っていきます。初めに報告第160号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第160号「農地転用後の利用状況の報告について」

7件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませていますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第160号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 161 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 161 号「農地転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 161 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 162 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 162 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 162 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 163 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページ、9 ページをお開きください。
報告第 163 号「現況証明願について」

14 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 163 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 164 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 11 ページをお開きください。

報告第 164 号「確認願について」

1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 164 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 165 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 13 ページをお開きください。

報告第 165 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 165 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 166 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 166 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 報告第 166 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願い
いたします。
では特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 90 号について審議をします。事務局
の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。
議案第 90 号「非農地証明願について」
1 件ございました。願出内容につきましては、記載のとおりとなります。それ
では案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、20 ページをお開きください。願出のあった土地は
田頭東り原 90 番 1。調査年月日及び調査員氏名は本日の日付、現場確認に立ち
会っていただいた委員名を記載いたします。土地の状況ですが、表土は浅く、
土質はジャーガル、形状は傾斜地、位置は高く、状況は山林に隣接し、樹木は
密で高く、種類はガジュマルやアカギ、松等が自生しており、雑草はまばら、
また周囲は原野、宅地、畑で、広がりとしては狭く、土地利用計画等は農振白
地の市街化調整区域となっております。調査員の意見としまして、願出地は崖
地から連なる傾斜地で、周辺地も含め原野の様相を呈しており、農地に復元す
るための物理的な条件整備は著しく困難と考えます。このことから、願出地は
24 ページの非農地判断基準の①に該当し、現況原野として証明相当だと考えら
れます。
議案第 90 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 90 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。ないでしょうか。
では質疑なしと認めて、これより採決に移ります。
議案第 90 号は事務局説明のとおりとし、非農地証明について証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 90 号は事務局説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定しました。
では、次に議案第 91 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 91 号について説明いたします。
議案書の 23 ページをお開きください。
議案第 91 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、1 件の申請がございます。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂親川原 721 番 2、724 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

6 番委員 ちょっと休憩で。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 59 分
再開 午後 3 時 00 分

会長 再開します。
では、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では議案第 91 号について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 91 号は許可することに決定します。では、次に議案第 92 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 27 ページをお開きください。
議案第 92 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 177 番 1 及び 177 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、40 ページをお開きください。申請のあった土地は、保栄茂保栄茂原 237 番 5、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 3 番につきまして、47 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地田原 311 番 2、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 92 号について説明は以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 92 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に協議第 32 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたし

ます。

事務局

それでは資料の 49 ページをご覧くださいと思います。

豊経建農第 478-2 号、令和元年 9 月 10 日付、豊見城市農業委員会会長殿、豊見城市長 山川仁。

農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別添（案）のとおり「農用地利用集積計画」を作成したいので貴委員会の意見を求めます。

次の 50 ページ、51 ページについては、担当職員のほうから説明をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、外間です。今回基盤法に基づく利用権設定の申請が 2 件ございますので、それぞれ説明したいと思います。

初めに R1-8 についてですが、譲渡人及び譲受人はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 757 番地 1 で、面積は 1,289 m²、移転時期は対価の支払期限までに対価全部の支払いが終了したとき。対価は 1,053 万円、支払期限は令和 2 年 2 月末日、引き渡し時期は対価全部の支払いが終了したときとなっております。

次に R1-9 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 697 番地 1 で、面積は 3,034 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっております。

説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

協議第 32 号について 1 件ずつ審議します。まず R1-8 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

R1-8 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

では異議なしとのことですので、R1-8 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

では、次に R1-9 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では R1-9 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、R1-9 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

では、次に協議第 33 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

資料の 58 ページをお開きください。

豊経建農第 453 号、令和元年 9 月 24 日付、豊見城市農業委員会会長 瀬長澄子殿、豊見城市長 山川仁。

農用地区域内の一部用途変更について。みだしの件について、別添のとおり申請がありましたので農用地区域内の一部用途変更について協議いたします。

記、1 土地の所在及び現況。大字、保栄茂。小字、前ノ原。地番が 333 番 2。面積が内面積で 1,539 m²のうち 41.25 m²。地目は台帳、現況ともに畑となっております。備考としまして、農業用施設用地（農機具収納庫）となっております。

詳しい内容につきましては、農林水産課の職員より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

農林水産課

農林水産課の前底と申します。よろしくお願ひいたします。資料の 57 ページ、56 ページ以降です。農用地区域内の一部用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聞くものであります。

農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申し出が必要となっております。

今局長のほうから 58 ページの説明がありましたように、申請の内容は読み上げたとおりになっております。

また、今回 63 ページのほうにも現況写真を載せておりますが、申請前に工事に着手していたため、始末書を提出していただいて、手続が終わるまでは工事

のほうは一旦とめてもらうように指導をしております。

今回申請内容については、農業用施設用地に該当すること、周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、また土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことなどを確認して、農林水産課としては適当であると考えております。農業委員会の意見を求めます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では協議第 33 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 33 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたします。

委員の皆様には、提案された議事日程に対しては丁寧にご意見とご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

では農業委員会総会を終わります。

令和元年 9 月 30 日 (月)

午後 3 時 14 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子



5 番委員

名嘉真朝仁



6 番委員

本底光彦

